

青森県報

第三千二十五号

平成二十年
十二月十七日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	……………	(水産振興課)	…	一
道路の指定	……………	(建築住宅課)	…	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	……………	(河川砂防課)	…	二
右 同	……………	(同)	…	二

公 告

農地保有合理化事業規程の廃止の承認	……………	(構造政策課)	…	三
選挙管理委員会	……………			
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	……………	(事務局)	…	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	……………	(同)	…	三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	……………	(同)	…	四
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	……………	(同)	…	四
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	……………	(同)	…	四

告

示

青森県告示第七百九十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
五所川原市十三通行道番外地	小倉	広起	十三区域	底建網漁業
五所川原市十三深津二五六	浜田	三郎	十三区域 十三漁業協 同組合の地	

青森県告示第八百号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区	間	延	長	幅	員	指	定
三沢市中央町二丁目六の八	三沢市中央町二丁目六の六	二二・二三メートル	三・〇〇メートル	〇・六七メートル	〇・六七メートル	平成	二〇・二・五
三沢市中央町二丁目六の八	三沢市中央町二丁目六の八	三六・七八メートル					

三沢市中央町二丁目六四の二四三から三沢市中央町二丁目六四の二四三まで	九・八〇メートル	六・〇〇メートル	"
三沢市中央町二丁目六四の二四四から三沢市中央町二丁目六四の二四二まで	三五・四六メートル	三・〇〇メートル	"
三沢市中央町二丁目六四の四二から三沢市中央町二丁目六四の二四〇まで	二五・〇一メートル	三・〇〇メートル	"

青森県告示第八百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 湯舟五号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱二号と標柱三号を結んだ線は、町道湯舟長平線左側官民地境界線と町道湯舟和開線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鮎ヶ沢町	湯舟町	若山空沢	七八の一
二	"	"	七尾	一五九の二
三	"	"	若山空沢	四三の一
四	"	"	"	七五の一

五	"	"	"	七七
---	---	---	---	----

二 田野沢六号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡深浦町	田野沢	清滝	一一三三の一一二
二	"	"	"	九三
三	"	"	"	九四
四	"	"	"	一一三三の五九
五	"	小田沢	"	三
六	"	"	"	三
七	"	清滝	"	一一三三の一一二

青森県告示第八百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

原田二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	市町村名
"	"	"	"	"	"	"	"	大字名
"	"	原田	"	"	"	"	原田	字名
"	"	"	"	"	"	"	原田川目	地番
二二の一	二三の一	六六の二	四	四	六の一	六の二	一九の一	

公 告

農地保有合理化事業規程の廃止の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、浪岡農業協同組合の農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地等売買事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党蓬田村支部	藤田 修一	越田 久	東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦一三〇	平成二〇・二・二

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
今大路恵後援会	野呂 祥雄	相馬 憲藏	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町一三一	平成二〇・二・六

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党青森県 総支部連合会	代表者 所の所在地	松尾 和彦 平川市碓ヶ関山神 堂一三の一	津島 恭一 弘前市大字山下町 九	平成 二〇・二・四
民主党青森県 参議院選挙区 第2総支部	主たる事務 所の所在地	波多野 泰史 青森市大字大野字 前田六二の九	中野 美智 青森市緑三の一〇 の六	二〇・二・一〇
民主党青森県 衆議院選挙区 第2総支部	主たる事務 所の所在地	波多野 泰史 青森市大字大野字 前田六二の九	中野 美智 青森市緑三の一〇 の六	二〇・二・一〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
平山幸司後援会	会計責任者	中野 美智 青森市大字大野字 前田六二の九	波多野 泰史 青森市緑三の一〇 の六	平成 二〇・二・七
平山幸司青森 県連合後援会	主たる事務 所の所在地	青森市大字大野字 前田六二の九	青森市緑三の一〇 の六	二〇・二・七
青森県ビルメ ンテナンス政 治連盟	会計責任者	大久保 寿人 青森市大字大野字 前田六二の九	棟方 浩 青森市緑三の一〇 の六	二〇・二・三

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定す

選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
国民民主党青森県第四選挙区支部	平成二〇・一〇・三	平成二〇・二・四

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
津島 恭一 （衆議院議員）	恭進会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成 二〇・二・四
平山 幸司 （参議院議員）	オモリコウア 会	主たる事務 所の所在地	青森市大字 大野字前田 六二の九	青森市緑三 の一〇の六	二〇・二・七

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

平成二十年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、四二〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六一、八三二人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区	八、二二一人
西津軽郡選挙区	六、六三五人
南津軽郡選挙区	六、九二九人
北津軽郡選挙区	八、四八五人
上北郡選挙区	二九、〇五一一人
三戸郡選挙区	二一、九六四人
青森市選挙区	八四、三三五人
弘前市選挙区	五一、三七二人
八戸市選挙区	六五、九二四人
黒石市選挙区	一〇、三一九人
五所川原市選挙区	二一、〇五八人
十和田市選挙区	一八、一三二人
三沢市選挙区	一一、一九三人
むつ市選挙区	二一、〇一八人
つがる市選挙区	一〇、七〇〇人
平川市選挙区	一三、〇〇九人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭